

東京家政学院大学 内部質保証に関する基本方針

東京家政学院大学は、本学が掲げる理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、次の通り内部質保証の方針（基本的な考え方）を定めます。

1 方針

(1) 教職員一人一人が自己点検・評価できるシステムの確立

大学は教職員一人一人できています。教職員それぞれが自分の業務を点検して評価し、そして、次につなげることが大学の質を保証することの第一歩だと考えます。したがって、教職員一人一人が自己点検・評価に関わることで、自己点検・評価のシステムを全教職員に見えることが必要です。本学では、次の全学・組織・個人の3つの階層（レベル）ごとに自己点検・評価を実施することで、教職員一人一人が自己点検・評価に関わるシステムを確立します。

- ①全学レベル：学長が中心となって作成する「事業計画書（中期経営計画に基づいた中期目標・計画を含む）」を起点とした教学に係るアクションプランの自己点検・評価
- ②組織レベル：学部・学科、研究科の教育プログラムにおける三つのポリシーを起点とした自己点検・評価
- ③個人レベル：各授業科目の「授業計画（シラバス）」及び教員が作成する「個人活動報告書」の2つを起点とした自己点検・評価

(2) 全学マネジメント下での3つの階層（レベル）の自己点検・評価の実施

全学マネジメントとは、学長の直接的・間接的コントロール下にあることを指します。全学マネジメントを行うのは、学長の下にある執行部会議及び内部質保証推進委員会です。全学マネジメント下で実施することで、3つの階層の自己点検・評価結果を連動させることが可能になり、同時並行で各階層の質を上げることに繋がります。また、自己点検・評価の見直しや機能強化も時間をかけずに対応できるため、業務の効率化につながります。

(3) 外部有識者の視点と経営の視点の導入

内部質保証の実効性及び評価の客観性を高めるため、内部質保証推進委員会に外部有識者を委員として配置し、外部有識者からの客観的な意見や提言に基づいて、自己点検・評価の精度を高めます。更に、企業などとの連携により、三つのポリシーに基づいた本学の教育活動の適切性に関する評価や、卒業生に関する企業調査を行うことにより、本学が育成する人材が教育目的を具現化できているかについて検証します。

また、大学内部の質を継続的に保証していくためには、経営の視点も大切です。したがって、中期経営計画に基づいた当年度の「事業計画書」及び予算編成を連動させることで、決められた予算内での大学の改善・改革を着実に実施します。

(4) 学生へのヒアリングによる自己点検・評価

学生へのヒアリングなどをもとに、学修成果の状況とその水準を確認すると共に、学修環境や学生支援の状況についても点検・評価の対象にするなど、学生の声を反映しつつ学生の成長を支援できる体制を整えます。

(5) 教職員の能力の向上と質保証

教育研究活動を担う教員と、教育支援及び学生の学修支援業務に当たる職員が協力することで、大学組織としての質を保証すると共に、FD/SD活動を通して教職員の能力の向上と質保証—に努めます。

2 組織体制

(1) 内部質保証推進委員会

内部質保証のための方針や手続きの策定、内部質保証システムの整備、運用、検証及び改善方針の立案を行います。自己点検・評価部会、改善推進部会の二つの部会を置き、自己点検・評価部会では全学的な自己点検・評価の実施と自己点検・評価報告書の作成及び公表、改善推進部会では、自己点検・評価に基づく検証と改善方法の検討を行います。

(2) 自己点検・評価部会、学部・研究科、センター及び事務局

自己点検・評価部会は、内部質保証推進委員会の定める方針、計画に則り、自己点検・評価を実施し、当年度の組織ごとの『自己点検・評価報告書』を作成します。事務局（各室）は、教育企画室（IR）と連携し、自己点検・評価に必要な各種データの収集・作成を行います。

(3) 改善推進部会、各機構

改善推進部会は、自己点検・評価に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行います。各機構では、改善推進部会からの依頼で改善のための計画を策定し、部会に報告、実行します。

(4) 執行部会議

事業計画書に基づいた全学的なアクションプランを策定し、その着手から実施に至るまでを推進しながら、全学的な自己点検・評価を推進します。

(5) 教育開発・IRセンター

自己点検・評価に必要な分析データの作成を推進し、関係部局へのデータ提供を行います。

以上

令和3年12月2日制定

令和4年12月1日改正

令和6年9月26日改正

令和6年11月28日改正